

オフィス・ソメヤ通信

2026年4月号 No.166

〈発行〉社会保険労務士オフィス・ソメヤ
〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-23-7
第3瑞穂ビル 209号室
e-mail info@office-someya.jp

協会けんぽの新たな保険料率が決定 ひと月遅れで子ども・子育て支援金も追加

中小企業の従業員の方を中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会は、基本的に、毎年1回、3月分（4月納付分）から適用される保険料率の見直しを行います。

令和8年3月分から適用される保険料率は、次のように決定されました。

また、令和8年4月分（5月納付分）から、子ども・子育て支援金が追加されることになりました。企業が納付する健康保険の保険料の納付期限は翌月末日であるため、3月分は4月納付分となります。

◆令和8年3月分からの協会けんぽの保険料率

1 一般保険料率(都道府県単位保険料率) ※一部抜粋

	令和8年度	↑: 引上げ →: 変更なし ↓: 引下げ
埼玉県	9.67%	↓
千葉県	9.73%	↓
東京都	9.85%	↓
神奈川県	9.92%	→

※健康保険組合が管掌する健康保険においては、組合独自の保険料率となっており、介護保険料の負担の方法も異なる場合があります。加入する健康保険組合にご確認ください。

2 介護保険料率〔全国一律/40歳以上65歳未満の方について、1に加えて負担・納付〕

	令和8年度	↑: 引上げ、↓: 引下げ
全国一律	1.62%	↑

3 子ども・子育て支援金率〔全国一律/令和8年4月分（5月納付分）～〕

	令和8年度
全国一律	0.23%

☆全国一律の介護保険料率も変更され、また、ひと月遅れで子ども・子育て支援金率が新設されますので、結果的にすべての都道府県において、「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」が変更されることとなります。新たな「健康保険・厚生年金保険の保険料額表」を確認しておくようにしましょう。なお、給与計算ソフトをお使いの場合には、その設定に注意が必要です。給与計算に関することについても、ご質問などがあれば、気軽にお声掛けください。

【厚生労働省】 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/LP/2026hokenryou/>

高齢者の労働災害防止のため措置が事業者の努力義務に 指針も公表

令和8年4月1日施行の労働安全衛生法の改正により、高齢者の労働災害の防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務とされました。これにあわせて、厚生労働大臣が、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとされました。

その指針が、「高齢者の労働災害防止のための指針（高齢者の労働災害防止のための指針公示第1号）」として公示されました。その概要を確認しておきましょう。

〈補足〉この指針は、これまでの「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を、法律に基づく指針に格上げしたものとなっています（指針の策定に伴い、エイジフレンドリーガイドラインは廃止）。

◆「高齢者の労働災害防止のための指針」の概要

指針の構成

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

第3 労働者と協力して取り組む事項

第4 国、関係団体等による支援の活用

第2の「事業者が講ずべき措置」の一部

1 安全衛生管理体制の確立等

- 経営トップによる方針表明及び体制整備
 - ・経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- 高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施
 - ・高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- 身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - ・高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- 高齢者の特性を考慮した作業管理
 - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- 健康状況の把握
 - ・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- 体力の状況の把握
 - ・高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高年

☆事業者には、この指針に基づき、必要な措置を講じることが望まれています。

人材の確保につながることも期待できますので、国や関係団体等による支援を活用しつつ、指針に沿った措置を実施することを検討してみたいかがでしょうか？

関心があれば、気軽にお声掛けください。

治療と就業の両立支援の措置が事業主の努力義務に 指針も公表

令和8年4月1日施行の労働施策総合推進法の改正により、職場における治療と就業との両立を支援するため、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備などの必要な措置を講ずることが事業主の努力義務とされました。

これにあわせて、厚生労働大臣が、事業主による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとされました。

その指針が、「治療と就業の両立支援指針(令和8年厚生労働省告示第28号)」として公布されました。その概要を確認しておきましょう(これについては、厚生労働省からリーフレットが公表されていますので、そこから抜粋して、その概要を紹介しておきます)。

◆「治療と就業の両立支援指針」の概要

「治療と就業の両立支援指針」には、次のような内容が定められています。



☆事業主には、この指針に基づき、職場において必要な措置を講じることが望まれています。

人材の確保につながることも期待できますので、指針に沿った措置を実施することを検討してみたいかがでしょうか？関心があれば、気軽にお声掛けください。

編集後記

明日は、多くの企業で入社式。皆さまも社会人デビューの時は、これから始まる生活にドキドキとワクワク、そして気恥ずかしい感じがしたのではないのでしょうか。今年も、フレッシュな新社会人を見て、初心に戻りたいと思います。このタイミングで、先週末に新卒入社の会社の同期会に参加しました。あっという間に、入社時や在職中の記憶がよみがえり、とても楽しく充実した時間を過ごしました。いつになっても同期は良いものですね。

さて、そろそろゴールデンウィークの予定が気になる頃です。今年も、のんびりと家の片づけや、近場で美味しいランチでも食べに行こうかな…なんて考えています。